

参 考

【根拠法令】

大津市文化財保護条例

第17条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については、規則で定める維持の措置又は非常災害のために必要な措置をとる場合は、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。